

令和5年1月5日

保護者の皆様

この度、生徒心得にある頭髪について、前期生徒会より生徒議会に提案がありました。学校として対応を検討し、以下の通り決定しましたのでご報告します。

【現行の生徒心得】

4 服装・身だしなみ

(4) 頭髪等について 「いつでも面接試験を受けることができる姿」

〈男女共通〉頭髪は常に高校生として品位と清潔さを保つ。

パーマ・カール・染色・脱色等、人工的に手を加えない。長髪・短髪を問わず奇抜な髪型にしない。眉毛を剃り落としたり、極端に細くするなどの加工をしない。

<男子>髪が眉毛、耳にかからないようにし、後ろ髪は肩、襟にかからないようにすること。

<女子>髪の長さは肩までとし、それより長くなる場合は束ねること。

【生徒会の提案内容】

生徒心得の中にある、「長髪・短髪問わず奇抜な髪型にしない」の「奇抜な髪型」に対するイメージについて、教員と生徒で共通認識を持っていきたい。

【生徒会の基本的な考え】企業、生徒に対してアンケート調査の実施

- ・企業の求める清潔さと、本校生徒が持つ清潔さにはズレがある。
☞生徒会としては企業側の見解を支持する。
- ・軽微なツブブロックであれば、サッパリした清潔な印象を持たれることが多い。
☞刈り上げ部分が白く、地肌が見えるような極端なツブブロックは印象が悪い。
- ・その場に適した身だしなみを自分で気付いて整えることができる高工生になってほしい。

以上のことを踏まえ、生徒会は生徒心得の『奇抜な髪型』からツブブロックの共通認識を持つ髪型を次のように提案。

【サイドを刈り上げ、髪の毛をかぶせるタイプのツブブロックは、奇抜な髪型から除外する】

※ただし次のような髪形は禁止とします。

- ・サイドを激しく刈り上げ、地肌が目立ってしまう髪型
- ・髪の毛をかぶせるツブブロックでも地肌が目立ってしまう髪型

※教員と生徒との共通認識の刷り合わせ期間を3学期末までとすることを提案する。

【学校として検討し決定したこと】

○決定事項

前期生徒会の提案に沿って、生徒と教職員がお互いに歩み寄る形で、奇抜な髪型について共通の認識を持てるようコミュニケーションを図る。

○検討の内容

頭髪については、個人差があるため一定の基準を持つことが難しく、教員側としても共通認識を持つことが難しいのが現状であったことを踏まえ、頭髪を含めた身だしなみ指導の目的を以下の通り再確認しました。

- ① 生徒が社会に出た時に、その場に適して整えることができる力を養うこと。
- ② 身だしなみを整えることは、相手の気持ちを考えたり、その場の雰囲気を考えたりする力となること。
- ③ 規則を守らせることが目的ではないこと。
- ④ 学校は社会の変化に合わせて対応する必要がある事、規則を作って守らせるのではなく、生徒の意見に耳を傾け、対話の中で正しい行動に導いていくことが高山工業高校の生徒の成長につながること。

今回の提案は生徒会執行部が約1年かけて、企業へのアンケート結果、全校生徒へのアンケート結果、他校での取り組み等により議論を重ねたものです。全国的に広がりを見せる校則の見直しですが、本校生徒会は2期にわたって、時間と労力をかけ、頭髪について企業の意見と生徒心得の存在価値、生徒の要望、それらを多角的にとらえ一生懸命取り組み、要望書として提案してくれました。学校は、こうした活動は非常に望ましいものと捉えており、生徒からの提案に誠意をもって対応したいと考えています。

ご家庭におかれましても、今回の提案内容について、高校生として品位と清潔さを保つ髪型、いつでも面接試験を受けることができる姿を踏まえ、一番身近な社会人の先輩として、お子様にご助言いただけると幸いです。

今回の提案を好機と捉え、自ら考え、自律した行動ができるよう、ご家族と学校の双方で支援していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

学 校 長	秋場 毅
生徒支援部長	高橋 佑介
特別活動部長	高松 隆太